業務委託契約書

株式会社〇〇〇〇（以下、「甲」という。）と、株式会社△△△△（以下、「乙」という。）は、以下のとおり業務委託契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

第１条（業務委託の合意）

　甲は、乙に対し、以下の業務（以下、「本件業務」という。）を委託し、乙はこれを受託する。

（１）〇〇〇〇

（２）〇〇〇〇

第２条（契約期間）

本契約の契約期間は、〇〇〇〇年〇〇月〇〇日から〇〇〇〇年〇〇月〇〇日までの〇年間とする。ただし、契約期間満了の〇か月前までに甲及び乙のいずれからも申出のない場合は、本契約と同一の条件でさらに〇年間継続するものとし、以後も同様とする。

第３条（委託料）

１　本件業務の委託料は、月額〇〇万円（消費税別）とし、甲は、乙に対し、当月分の委託料を翌月〇〇日までに、下記の指定口座に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は、甲の負担とする。

【指定口座】

〇〇銀行　〇〇支店　普通預金口座

口座番号：〇〇〇〇〇〇　口座名義人：株式会社△△△△

２　１か月に満たない期間の委託料は、１か月を３０日として日割り計算した額とする。

第４条（実費の負担）

本件業務の遂行に伴う交通費、宿泊費その他の諸経費等の実費は、甲が負担するものとする。実費の支払は、委託料とともに当月分を翌月〇〇日までに支払うものとし、支払方法は前条第１項に準ずるものとする。

第５条（知的財産権）

１　成果物に含まれる知的財産権（知的財産権を受ける権利を含む。また、著作権については、著作権法第２７条及び同法第２８条に定める権利を含む。以下同じ）及び本件業務の遂行の過程で生じる知的財産権は、甲に帰属するものとする。ただし、本契約の締結前から乙又は第三者が保有していた知的財産権及び汎用的な利用が可能な発明等に係る知的財産権はこの限りでない。

２　乙は、甲に対し、成果物に含まれる知的財産権のうち、本契約の締結前から乙が保有していた知的財産権及び汎用的な利用が可能な発明等に係る知的財産権について、甲が自社内で成果物を使用する目的の限りにおいて、当該知的財産権の実施・利用を無償で許諾するものとする。

３　乙は、甲に著作権が帰属することになった著作物について、乙に著作者人格権が帰属する場合、当該著作者人格権を行使しないものとする。

第６条（秘密保持）

１　甲及び乙は、本契約により知り得た相手方の技術上及び営業上の秘密情報を、相手方の書面による事前の承諾なく、本契約の目的の範囲外で使用し、又は第三者に開示してはならない。ただし、次の各号の情報については、この限りでない。

（１）開示を受けたときに既に保有していた情報

（２）正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく合法的に入手した情報

（３）開示を受けたときに既に公知・公用であった情報

（４）開示を受けた後、乙に責任のない事由によって公知・公用となった情報

（５）開示を受けた秘密情報を利用することなく独自に取得又は創作した情報

（６）相手方から秘密保持義務を負わない旨の書面（電子メールその他の電磁的方法を含む。以下同じ）による事前の承諾を得た情報

２　前項の定めにかかわらず、次の各号に掲げる場合には、必要最小限の範囲に限り、秘密情報を開示することができる。

（１）法令、官公庁又は裁判所の命令・要請等により秘密情報を開示することが要求される場合

（２）弁護士、税理士、公認会計士その他これに準ずる法律上の守秘義務を負う者に対し、本件取引に関する相談・依頼をするために秘密情報の開示が必要となる場合

第７条（契約終了後の効果）

１　本契約の終了後、甲及び乙は、相手方から要求があった場合には、相手方から交付された本契約に関する資料（複写物及び複製物を含む）を返却又は廃棄・消去するものとする。

２　本契約の終了後といえども、第５条ないし本条、第１０条ないし第１４条、第１６条及び第１７条など、その性質上当然に存続する条項は、なお有効に存続するものとする。ただし、前条については、本契約終了後５年間を存続期間とする。

第８条（中途解約）

甲及び乙は、本契約の契約期間中であっても、〇か月前までに書面により解約の申入れをすることにより、本契約を中途解約することができる。

第９条（契約解除）

１　甲及び乙は、相手方が本契約の条項のいずれかに違反し、是正の催告をしたにもかかわらず、１週間以内に当該違反が是正されない場合、本契約を解除することができる。

２　甲及び乙は、相手方が次の各号のいずれかに該当した場合、何らの催告なく直ちに本契約を解除することができる。

（１）監督官庁による営業許可の取消し、営業停止等の行政処分を受けたとき

（２）支払不能、支払停止又は手形もしくは小切手が不渡りとなったとき

（３）破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、特別清算開始の申立てがあったとき

（４）仮差押え、仮処分、強制執行又は競売の申立てがあったとき

（５）公租公課の滞納処分を受けたとき

（６）手形交換所の取引停止の処分を受けたとき

（７）財産状況が悪化し、又は悪化するおそれがあると認められる相当の事由があるとき

（８）解散、会社分割、事業譲渡又は合併の決議をしたとき

（９）その他本契約を継続し難い重大な事由が生じたとき

　３　甲は、乙が第１４条に違反した場合、何らの催告なく直ちに本契約を解除することができる。

第１０条（損害賠償）

甲及び乙は、本契約の条項に違反し、相手方に損害を与えた場合、相手方に発生した損害を賠償しなければならない。

第１１条（遅延損害金）

甲及び乙は、本契約における金銭債務の履行を怠った場合、相手方に対し、年１４．６％の割合による遅延損害金を支払うものとする。

第１２条（不可抗力）

１　甲及び乙は、地震、台風、津波、暴風雨、洪水、疫病、感染症その他の天変地異、戦争、暴動、内乱、テロ、争議行為、ストライキ、法令の制定又は改廃、公権力による命令又は処分、甲及び乙の責めによらない火災、その他の不可抗力による本契約の履行遅滞又は履行不能について、相手方に対して責任を負わないものとする。ただし、金銭債務の履行遅滞については、この限りでない。

２　甲及び乙は、前項の事由が生じた場合、直ちに相手方に対して通知するとともに、当該事由による影響の軽減・回復のために最善の努力を尽くすものとする。

３　甲及び乙は、第１項の事由が生じ、本契約の目的を達成することが困難な場合、協議のうえ、本契約を解除することができる。

第１３条（反社会的勢力の排除）

１　甲及び乙は、相手方に対し、次の各号のいずれにも該当せず、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、確約する。

（１）自ら又は自らの役員（取締役、執行役、執行役員、監査役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ）もしくは自らの経営に実質的に関与している者が暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力団等その他反社会的勢力（以下、総称して「反社会的勢力」という。）であること

（２）反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること

（３）反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

（４）自らもしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的など、反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること

（５）反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

（６）自らの役員又は自らの経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること

２　甲及び乙は、相手方に対し、自ら次の各号のいずれかに該当する行為を行わず、かつ第三者を利用して行わせないことを表明し、確約する。

（１）脅迫的な言動又は暴力を用いる行為

（２）偽計又は威力を用いて業務を妨害し、又は名誉・信用等を毀損する行為

（３）その他、前各号に準ずる行為

３　甲及び乙は、相手方が前二項のいずれかに違反する行為をした場合、又は虚偽の申告をしたことが判明した場合には、催告なく直ちに本契約を解除することができる。この場合、解除された当事者は、相手方に対し、当該解除による損害の賠償を請求することができない。ただし、解除した当事者による相手方に対する損害賠償の請求を妨げない。

第１４条（権利義務の譲渡及び再委託の禁止）

１　甲及び乙は、相手方の書面による事前の承諾なく、本契約における一切の権利義務の全部または一部を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

２　乙は、甲の書面による事前の承諾なく、本件業務の全部又は一部を他人に委託し、又は請け負わせてはならない。また、この承諾がある場合でも、当該他人がさらに第三者に本件業務の全部又は一部を委託し、又は請け負わせることはできない。

３　乙は、前項により事前に甲の書面の承諾を得て本件業務の全部又は一部を他人に委託し、又は請け負わせる場合、本契約により乙が負う義務と同等の義務を当該他人に負わせるものとする。この場合、乙は、甲に対し、当該他人の故意又は過失について、自ら本件業務を遂行した場合と同様の責任を負うものとする。

第１５条（通知義務）

甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当した場合、又は該当するおそれがある場合、相手方に通知しなければならない。

（１）第９条第２項に定める事由

（２）商号、代表者、所在地、資本金又は事業目的の変更、その他経営に重大な影響を及ぼす事項

第１６条（専属的合意管轄裁判所）

本契約について発生した一切の紛争については、青森地方裁判所又は青森簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第１７条（協議事項）

本契約の定めにない事項及び本契約の解釈について疑義を生じた場合には、甲及び乙は誠意をもって協議し、円滑に解決を図るものとする。

本契約締結の証として、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各１通を保有する。

　　年　　月　　日

甲：

乙：